

射水市シティプロモーション推進指針策定等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本市においては、人口減少下においても地域の活力を維持するためシティプロモーションを推進することとしており、本市に継続的な関わりを持つ「関係人口」を創出するとともに、市民が地域に愛着と誇りを持つシビックプライド醸成に取り組むこととしている。

本事業は、これらを実現するために本市が策定する「射水市シティプロモーション推進指針」の策定プロセスを専門的見地から伴走支援するとともに、全職員の理解を深める「職員研修」及び令和8年度末に本格稼働予定の「ふるさと住民登録制度」の受け皿となる「地域団体向け研修」を一体的に実施し、本市のプロモーション体制の基盤を構築することを目的に公募型プロポーザルによる委託業者の選定を行う。

この実施要領は、本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続等、必要な事項を定めることとする。

1 業務概要

- (1) 業務名
射水市シティプロモーション推進指針策定等支援業務委託
- (2) 業務内容
別紙「射水市シティプロモーション推進指針策定等支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和9年3月26日まで
- (4) 見積限度額
3,000千円以内とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※上限額を超えた者は、失格とする。

2 参加資格

- (1) プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ② 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。

- ④ 応募資格の確認基準日から過去2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。
 - ⑤ 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - ⑥ 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (2) 法人格を有する者に限ることとする。

3 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年8月25日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 質問書（様式第1号）により電子メールで提出すること。
提出先電子メールアドレス：mirai@city.imizu.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 令和8年8月28日（金）までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

4 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「企画提案者」という。）は、次の(1)①～⑪に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、1者1提案とする。

- (1) 提出書類等
 - ① 参加申込書（様式第2号）
 - ② 企画提案書等送付書（様式第3号）
 - ③ 参加資格誓約書（様式第4号）
 - ④ 企画提案書（任意様式）
 - ・ 企画提案書は、次の(2)に基づいて作成すること。
 - ・ 様式は任意とするが、A4判を基本とする。
 - ・ 表紙には「射水市シティプロモーション推進指針策定等支援業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
 - ・ 企画提案書は、プレゼンテーション審査時の資料として利用する。
 - ⑤ 事業者概要書（様式第5号）
 - ⑥ 業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式）
 - ・ 業務実施体制及び業務担当予定者調書は、次の(3)に基づいて作成すること。
 - ・ 様式は任意とするが、A4判を基本とすること。
 - ・ 1ページ目に標題「業務実施体制及び業務担当予定者調書」を表示し、各ページに番号を付すこと。

- ⑦ 本業務に係る実施スケジュール（任意様式、企画提案書に記載のある場合は省略可）
- ⑧ 業務実績書（様式第6号）
- ⑨ 業務見積書（様式第7号）
- ⑩ プレゼンテーション出席者等報告書（様式第8号）
- ⑪ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (2) 企画提案書に記載する事項
別紙「射水市シティプロモーション推進指針策定等支援業務委託仕様書」に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。
 - ① 「射水市シティプロモーション推進指針」策定支援に関すること
 - ② 職員及び地域団体向け研修の企画・運営に関すること
 - ③ ふるさと住民登録制度に関する広報の手法検討に関すること
 - ④ 自由提案
- (3) 業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載する事項
次の項目について、具体的に記載すること。
 - ① 業務の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色
 - ② 業務担当予定者の構成や業務分担（経歴のほか、資格や主な業務実績があれば記載すること。）
- (4) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限
提出期限：令和8年9月9日（水）午後5時（必着）
提出方法：電子メールで提出することとし、送信後電話連絡すること。
提出先電子メールアドレス：mirai@city.imizu.lg.jp

5 企画提案の審査

- (1) 審査方法
プレゼンテーション審査による評価を行う。
- (2) 審査（プレゼンテーションの実施）
プレゼンテーションは対面又はオンライン（ZOOM）で行うものとし、企画提案者が選択できるものとする。
 - ① 実施時期 令和8年9月中旬を予定
※ 会場・日時・URL 等については、企画提案者に別途通知する。
※ 審査過程は非公開とする。
 - ② 実施方法
 - ・ 本市が設置する「射水市シティプロモーション推進指針策定等支援業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別に定める「射水市シティプロモーション推進指針策定等支援業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行う。
 - ・ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

- ・ 説明は、1 事業者 10 分以内（準備時間は除く。） 、質疑は 10 分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途通知する。
 - ・ プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができる。モニター、HDMI ケーブル、USB TypeC-HDMI 変換アダプター及び電源は市で準備するが、パソコンは各企画提案者で準備すること。
- ③ 審査基準及び配点
- 別紙「射水市シティプロモーション推進指針策定等支援業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり

6 優先交渉権者の選定

- (1) 優先交渉権者の選定方法
- 最低基準点（合計得点の平均が 60 点以上）を満たす者のうち、点数が最も高い者から順に 1 位とし、以下、順位をつける。1 位の者を優先交渉権者、2 位の者を次点交渉者とする。
- (2) 企画提案者が 1 者の場合の取扱い
- 最低基準点（合計得点の平均が 60 点以上）を満たす場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。
- (3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表
- ① 審査結果は、各企画提案者に電子メールにより通知する。
 - ② 全企画提案者の審査結果の評価点数を射水市のホームページで公表する。
 - ③ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、契約案件に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。

8 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。この場合において、上記 6 の優先交渉権者の選定により選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

- (1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (5) 上記 1 (4)に定める見積限度額を超えた場合

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。
- (5) 企画提案書等の受理後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。
- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

10 スケジュール（予定）

内 容	期日等
公募開始（実施要領等の公開）	令和8年8月14日（金）
質問書の提出期限	令和8年8月25日（火）午後5時
質問書に対する回答期限	令和8年8月28日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和8年9月9日（水）午後5時
プレゼンテーション審査	令和8年9月中旬 詳細は企画提案者に別途通知する。
審査結果の通知	令和8年9月下旬
優先交渉権者との協議・契約締結	令和8年9月下旬

11 問合せ先

〒939-0294
富山県射水市新開発410番地1
射水市企画管理部未来創造課
TEL 0766-51-6614（直通）
メール：mirai@city.imizu.lg.jp